

居宅介護支援事業所 桂浜 重要事項説明書

1 居宅介護支援事業所の概要

事業所名 居宅介護支援事業所 桂浜 所在地 高知県高知市長浜 4444-1
 事業者指定番号 第3970103648号 サービス提供地域 高知市・土佐市南部地区
 電話番号(088)842-8538 FAX(088)841-2828 (宇佐・新居)

2 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	計
管理者	(1) 名 主任介護支援専門員	名	(1) 名
介護支援専門員	1名以上	名	1名以上

() は兼務

3 営業時間

月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時30分

但し、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日まで)を除く。

4 利用料金 (別紙 参照)

5 当事業所は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているため、介護職員等の賃金改善及び処遇の向上を目的として、介護職員等処遇改善加算を算定する。

6 当社の居宅介護支援事業所の特徴等

(1) 運営方針

- ① 被保険者の要介護認定に係る申請について、利用者の意志を踏まえ、必要な支援を行います。
- ② 被保険者の選択により、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが受けられるようサービス事業者との連携に務め、総合的かつ効果的に介護計画が提供されるよう配慮します。
- ③ 市町村から介護認定調査の委託を受けた場合は、公平中立の立場に立って、被保険者に対し正しい調査を行います。
- ④ 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類やサービス事業者が不当に偏ることのないよう中立公平に行います。
- ⑤ 介護支援専門員の研修を行い、サービスの質の向上に努めます。

(2) 居宅介護支援の概要

- ① 介護支援専門員は独自の課題分析表を用いて、居宅サービス計画を作成します。
- ② 作成に当たって、サービス事業所・サービス内容・利用料金等の情報を提供し、サービスの目標・達成時期等を書類にて提示します。

(3) 居宅サービス計画の作成手順等

* サービス計画作成までの手順は以下のとおりです。

- ・ ご自宅を訪問し、利用者やご家族からお話を伺います。
- ・ 利用者の了解を得て、主治医の方に意見をお尋ねすることがあります。
- ・ 介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開催し検討します。
- ・ サービス計画の内容、利用料、保険の適用など一切をご説明し、同意を得て交付します。

* その他提供するサービス

- ・ 要介護認定の申請、変更の代行
- ・ 給付管理表の作成・提出等

7. 秘密保持

- (1) 正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者、その家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文章にて同意をいただきます。

8 事故発生時の対応

- (1) 指定居宅介護支援の提供により事故等が生じた場合には速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (3) 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行ないます。

9 相談窓口、苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所お客様相談窓口	電話番号	088-842-8538
		090-4973-2397
	FAX番号	088-841-2828
	相談員（責任者）	吉本 かおり
	対応時間	24時間対応いたします

- (2) 次の公的機関においても、苦情の申し立てができます。

		高知市
高知市役所 介護保険課事業係 相談窓口	所在地	高知市本町5丁目1-45
	電話番号	088-823-9972
	FAX番号	088-824-8390
	対応時間	午前8時30分～午後5時15分
高知県国民健康保険団体連合会	所在地	高知市丸の内2-6-5
	電話番号	088-820-8410
	FAX番号	088-820-8411
	対応時間	午前8時30分～午後4時00分

10 医療と介護の連携の強化について

居宅介護支援の提供の開始にあたり、指定居宅介護支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先等を当該病院又は診療所に提供するように利用者等に依頼する事が介護支援専門員に義務付けされました。（担当介護支援専門員の名刺を健康保険被保険証・介護保険被保険者証・お薬手帳と合わせて保管が望ましい）

11 質の高いケアマネジメントについて

居宅介護支援の提供の開始にあたり、あらかじめ居宅サービス計画が利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等の紹介を求める事や居宅サービス計画に位置付けた理由を求める事が出来ます。当事業所の訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用状況は別紙3参照。

12 虐待防止のための措置

居宅介護支援事業所桂浜は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の防止のための次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止の為に指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

居宅介護支援事業所桂浜は、虐待を受けている恐れがある利用者を発見した場合、ただちに防止策を講じ、市町村へ報告いたします。

虐待防止に関する担当者	電話番号	088-842-8538
		090-4973-2397
	FAX番号	088-841-2828
	相談員（責任者）	吉本 かおり
	対応時間	24 時間対応いたします

虐待防止措置未実施減算 所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数の減算

13 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

- （１）感染対策委員会の開催
- （２）感染症及びまん延防止の為に指針の整備
- （３）感染症及びまん延防止の為に研修及び研修の実施
- （４）専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	電話番号	088-842-8538
		090-4973-2397
	FAX番号	088-841-2828
	相談員（責任者）	吉本 かおり

感染防止措置未実施減算 所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数の減算

14 身体拘束等の原則禁止

利用者又はほかの利用者等の生命または身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体等拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

15 ハラスメント対策

禁止行為

※身体的暴力：職員に対する身体的な力を使って危害を及ぼす行為。

※精神的暴力：人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

※意に添わない性的誘い掛け、行為的態度の要求など、性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。

当法人におけるハラスメント防止に関する基本方針に従い業務に努めます。